市民後見推進事業の概要

市区町名福知山市

事 業 区 分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
	全部委託・一部委託・委託なし
委託先及び	委託先名:福知山市社会福祉協議会
委託内容 	 委託内容:市民後見人の養成、登録及び支援
	(1) 名称
	福知山市市民後見人養成講座
	(2)応募要件
	①年齢 25 歳以上 70 歳未満であること(平成 25 年 4 月 1 日現在)
	②福知山市内に在住していること
	③成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解があること
	④ガイダンス及びすべての養成講座カリキュラムに参加できること ⑥美は講座の受講物スペー末民後見しよして活動できること
	⑤養成講座の受講終了後、市民後見人として活動できること
	⑥民法第847条に定める、後見人の欠格事由に該当していないこと (3)選考方法
事業内容	へのが 医特別体 受講申込書及び面接のうえ事務局で審査し、最終受講者を決定
, , , , , , ,	(4)講座内容
	ア 基礎研修(23.5 単位) 9日間
	イ カリキュラム
	市民後見概論、各種法律・制度 等
	平成25年7月 福知山市成年後見センター開設
	8月 福知山市成年後見センター運営委員会設置
	市民後見人養成講座等について協議
事業スケジュール	11月 成年後見制度講演会・ガイダンス開催
(予定を含む)	12月 受講者募集開始
	平成26年1月 受講者選考
	2月 養成講座(基礎研修)開始
	3月 養成講座(基礎研修)終了
	 ※平成 26 年度事業:養成講座(実務研修 29.5 単位)7 日間実施予定
	六 1 % 20
備考	